

第5章 計画の推進

1 計画推進の考え方

(1) 海岸防護のあり方

「防護、環境、利用」の視点や地区特性を踏まえ設定した整備タイプによる「海岸防護のあり方」に基づき、整備を進める。

(2) 施設構造物等の総合的な視点

施設の天端高や構造などについては、地区ごとの調整をソフト対策の実施や浸水の危険性などを総合的に勘案して行う。

(3) 整備の優先順序

西地区海岸全体を防護するためには多大な時間を要することが想定されるため、整備優先度の検討結果に基づいた整備を順次進め、減災に努める。

(4) L2津波（最大クラスの津波）への対応

本計画ではL1津波を対象としているが、減災の観点からハード整備はL2津波に対しても有効であり、粘り強い構造の検討などの取り組みを行っていく。

(5) 関連計画や社会情勢等の変化への対応

「県基本計画」や「横須賀市地域防災計画」などの関連計画の見直しや、社会情勢等の変化に対しては、必要に応じて対応していく。

2 適切な事業実施に向けて

(1) 庁内関係部局との連携

本計画に基づく整備の推進に当たっては、庁内の関係部局との連携や協力、情報の提供・共有を図っていく。

(2) 地区住民や関係者との調整

本計画に基づく事業の実施に当たっては、地区住民や関係者と十分な調整を図るとともに、実効性のある具体的な整備計画を作成する。

(3) 他事業と連携した総合的整備

漁港背後の整備に当たっては、漁港整備事業として整備された防波堤等の施設による多重防護の考え方に配慮し、安全性や経済性を踏まえた総合的な整備を行う。

(4) 財源の確保

整備を推進するためには一定の財源が必要となるため、本市の財政措置と併せて、国、県の補助事業などを積極的に活用するなど財源の確保に努める。

